

令和6年度

A重油(JIS K2205 1種2号)購入仕様書

村山総合支庁建設部

## 第1条 総則

本仕様書は、山形県村山総合支庁建設部が使用するA重油(JIS K2205 1種2号)の購入について適用する。受注者（以下「乙」という。）は発注者（以下「甲」という。）の納入の指示により誠実に履行するものとする。

## 第2条 契約期間

1. 契約期間は契約締結の日から令和7年3月31日までとする。
2. 納入開始日は甲乙協議するものとする。

## 第3条 納入体制

乙は、給油槽の残油量を常時把握できる体制をとり、気象条件による燃料消費量の変動に対応し、連続運転可能な給油体制を確保しなければならない。

## 第4条 給油時について

1. 乙は給油時にあたりボイラーの稼動状況を観察し、異常を確認したときは、速やかに甲に報告するものとする。
2. 給油時は、一般交通に支障を与えないよう、安全確保に十分注意を払い作業しなければならない。

## 第5条 納入報告

乙は、各月末に燃料給油調書（別添様式）および納入状況写真（給油量が確認できる写真）を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

## 第6条 納入場所及び購入予定数量

1. 納入場所は上山市大字永野地内のロードヒーティングボイラー設置箇所とする。
2. 甲が予定しているA重油の購入予定数量は、気象変動により増減するものであり、乙はその購入予定数量を担保とし契約単価の変更を協議することはできない。

## 第7条 契約変更の協議について

市場価格の変動等による契約単価の変更協議については、以下のとおりとする。（価格は税抜）

1. 前回契約価格決定時の指標価格（山形県会計局会計課契約の燃料油類価格情報：A重油（中型ロータリー）・1リットルあたりの価格、以下同じ）と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、甲又は乙から協議の申し出を行うことができる。
2. 変更契約額（増減額）は前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の格差額を上限とし、変更契約額（増減額）の算定においては小数点以下第2位を四捨五入

するものとする。

3. 入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く）とする。

#### 第8条 疑義

A 重油の納入にあたり、この仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議の上これを定めるものとする。